

【大蔵委員会】

(1) 審議概観

第129回国会において大蔵委員会に付託された法律案は、内閣提出 8 件、衆議院議員提出 1 件、本院議員提出 1 件であり、内閣提出 8 件及び衆議院議員提出 1 件が成立し、本院議員提出 1 件は審査未了となった。また、本委員会付託の請願17種類364件はすべて保留となった。

〔法律案の審査〕

大蔵委員会付託の法律案は、そのほとんどが今日の経済情勢、国際関係を反映した内容のものであった。

税制・関税に関する法案は 6 件であったが、その主な法案の審査概要等は次のとおりである。

我が国経済は、公共投資を中心とした総合経済対策が累次にわたり実施されたにもかかわらず、低迷を続けていることから、2月には経済対策閣僚会議で景気対策の一つとして、内需拡大のための所得減税が打ち出された。一方、政府税制調査会では、昨年11月の所得課税の負担軽減、消費課税の充実等を含めた抜本改革に向けての「中期答申」を踏まえて、2月には、本年中の国会での税制改革実現を前提に、当面の経済の低迷を打開するため、緊急避難的な措置として、異例のことであるが、1年間に限った所得減税を実施することもやむを得ないとの「年度改正答申」が提出された。

こうした方針・答申に基づき、平成6年分所得税の特別減税のための臨時措置法案が提出された。これは、平成6年分の所得税額から、その20%相当分を200万円を上限として控除するものである。所得減税の景気対策としての効果について、大蔵省は、かつてのレーガン減税を大幅に上回る規模であり、その効果は大きく、かつ、公共投資、政策減税、公定歩合政策と組み合わせることにより心理的効果が非常に大きなものになるという認識を示した。なお、この法律案には「平成7年分以後の所得税については、速やかに、税制全般の在り方について検討を加えて税制改革を行い、抜本的な所得税の減税を行うものとする。」という衆議院における修正部分が含まれていたが、政府としてはこの修正を重く受けとめ、与党税制協議会における協議の進展を慎重に見守りたい

いとのお考えが示された。

相続税法の一部を改正する法律案は、遺産に係る基礎控除の引き上げ、税率区分の幅の拡大等により相続税負担の軽減等を行うものであり、バブル崩壊後も土地の評価額が高止まりしている都市部の税負担増に配慮した措置である。

土地・住宅税制等については、租税特別措置法の一部を改正する法律案により改正された。これは、土地・住宅税制について長期譲渡所得の軽減税率の適用対象の拡充を図る等の措置を講ずるものである。

委員会では、土地供給を促進するため、土地の長期譲渡所得に係る税率30%を引き下げることの必要性が質されたが、大蔵省は、土地の資産としての有利性縮減等を図るため、土地の譲渡所得については、勤労所得等よりやや高い税負担を求めることが適当であるという考えを述べた。なお、当該税率を平成6年分及び7年分については20%とする等の修正案が出されたが、賛成少数をもって否決された。

また、酒類に対する税負担の適正化を図るため、従量税率の引き上げ等を行う酒税法の一部を改正する法律案が成立した。景気低迷下での酒税増税が景気に与える影響が懸念されたが、大蔵省は、酒類は特殊な嗜好品であり、最近、主要酒類の価格上昇により低下している税負担率をある程度回復させる必要がある等の改正理由を示し、理解を求めた。

このほか、関税定率法等の一部を改正する法律案は、粗糖、自動車部品等の関税率撤廃または引き下げ等を内容とするものであるが、ウルグアイ・ラウンド批准前であるということもあり、関税率は小幅な修正であった。

次に、財政に関する法案は2件であり、いずれも厳しい財政事情に対応するために必要とされるものである。

平成6年度末には公債残高が200兆円を超えることが見込まれ、国債費が政策的経費を圧迫する一方、景気低迷により法人税を中心に税収が伸び悩んでいる。このように厳しさを増す財政状況のもと、平成6年度の財政運営を適切に行うため、一般会計から国債整理基金への繰り入れ停止等の措置を講ずる平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰り入れの特例等に関する法律案が提出された。藤井大蔵大臣から、定率繰り入れの停止は決して好ましいことではないが、現下の深刻な財政状況のもとでやむを得ない

との見解が示された。また、平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案は、前述した所得税特別減税等の財源となる特例公債を発行できることとするものである。特例公債の償還は消費税率の引き上げに伴う税収で充てるのかという質疑に対しては、大蔵大臣から、連立与党の税制改革協議会において減税財源も含め、税制改革の実現についての結論が出ればおのずと今回の減税の財源が決まってくるという旨の答弁があった。

また、証券取引法の一部を改正する法律案は商法における自己株式の取得に係る規制の緩和に対応して、証券取引の公正を確保するため自己株式の取得に関する開示等について所要の整備を図ろうとするものである。自社株取得規制緩和による証券市場への影響については、今回の規制緩和の基本的な目的は企業の財務運営についての選択肢を増やすことであるが、大蔵省は、規制緩和の結果、株式投資の魅力が高まり、安定的で活力のある証券市場の確立に役立つことを期待しているとの見解を示した。

〔国政調査・委嘱審査等〕

6月7日、藤井大蔵大臣から所信を聴取し、6月20日、財政及び金融等の基本施策について質疑を行った。また、6月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成6年度大蔵省関係予算の審査が行われた。

5月28日、大蔵省は政府税調に消費税率を7-10%に引き上げた場合の財政収支を示した「税制改革についての機械的試算」を提出した。

委員会では、この試算は「21世紀福祉ビジョン」を前提としているが、福祉ビジョンに示された社会保障費はこれからの施策の実施を待たなければならない部分を含むものであり、消費税率引き上げのための意図的な見積もりではないかとの質問がなされた。これに対し大蔵省は、この試算は一定の前提のもとに政府税調の依頼を受けて行ったものであり、意図的なものではない。試算に対するさまざまな意見が出ることは予想しており、そのような意見を踏まえて今後の税制改革を行っていきたいとの方針を示した。消費税率等も含めた税制改革の結論については、連立与党が6月中に結論を出すことを期待しているとの見解を示すにとどまった。

財政では、公共事業の質的転換及び公共事業の配分シェア見直しの必要性が取り上げられた。これに対し藤井大蔵大臣から、公共投資内容の見直しは必要

であるが、財政法第4条では、公共事業は一定の耐用年数を有するものとして定められており、すべてを公債対象経費とすることはできないとの見解が示された。また、公共事業の配分は、遅れている生活環境整備を重点にしつつわずかながら見直しており、これが長期に続けられれば、シェア見直しは目に見えてくるとの答弁があった。

(2) 委員会経過

○平成6年2月15日(火)(第1回)

租税及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

平成5年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆第1号)(衆議院提出)について提出者衆議院大蔵委員長宮地正介君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第1号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共、二院

反対会派 なし

○平成6年3月28日(月)(第2回)

相続税法の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)

関税込率法等の一部を改正する法律案(閣法第20号)(衆議院送付)

平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)

酒税法の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)

平成6年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

(閣法第7号)(衆議院送付)

以上6案について藤井大蔵大臣から趣旨説明を聴き、

平成6年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

(閣法第7号)(衆議院送付)

の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員日野市朗君から説明を聴き、

法人税法の一部を改正する法律案(参第1号)について発議者参議院議員

吉岡吉典君から趣旨説明を聴いた後、

相続税法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）

関税込率法等の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）

平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）

酒税法の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）

平成6年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

（閣法第7号）（衆議院送付）

法人税法の一部を改正する法律案（参第1号）

以上7案について藤井大蔵大臣、政府委員、建設省、法務省及び食糧庁当局に対し質疑を行った。

○平成6年3月29日（火）（第3回）

相続税法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）

関税込率法等の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）

平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）

酒税法の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）

平成6年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

（閣法第7号）（衆議院送付）

法人税法の一部を改正する法律案（参第1号）

以上7案について藤井大蔵大臣、政府委員及び自治省当局に対し質疑を行い、

相続税法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）

関税込率法等の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）

平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）

酒税法の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）

平成6年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

(閣法第7号) (衆議院送付)

以上6案について質疑を終局し、討論を行った後、いずれも可決した。

(閣法第3号・閣法第20号)

賛成会派 自、社、新緑、公、二院

反対会派 共

(閣法第4号・閣法第7号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共、二院

反対会派 なし

(閣法第5号・閣法第6号)

賛成会派 社、新緑、公、二院

反対会派 自、共

なお、関税込率法等の一部を改正する法律案(閣法第20号)(衆議院送付)酒税法の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成6年6月7日(火)(第4回)

財政及び金融等の基本施策に関する件について藤井大蔵大臣から所信を聴いた。

○平成6年6月20日(月)(第5回)

理事の補欠選任を行った。

財政及び金融等の基本施策に関する件について藤井大蔵大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った。

平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)

証券取引法の一部を改正する法律案(閣法第66号)(衆議院送付)

以上両案について藤井大蔵大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び公正取引委員会当局に対し質疑を行い、

平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰

入れの特例等に関する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）について討論の後、両案をいずれも可決した。

（閣法第2号）

賛成会派 自、社、新緑、公、二院

反対会派 共

（閣法第66号）

賛成会派 自、社、新緑、公、共、二院

反対会派 なし

○平成6年6月22日（水）（第6回）

委嘱審査のため参考人の出席を求めることを決定した。

平成6年度一般会計予算（衆議院送付）

平成6年度特別会計予算（衆議院送付）

平成6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（大蔵省所管、国民金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行）について藤井大蔵大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員、郵政省、厚生省、国土庁、自治省及び沖縄開発庁当局に対し質疑を行った。

今回をもって本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成6年6月29日（水）（第7回）

理事の補欠選任を行った。

請願第10号外363件を審査した。

租税及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

- 内閣提出法律案（8件）

(注) ※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
※2	平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案	衆	6. 3. 4	6. 6. 8	6. 6. 20 可決	6. 6. 22 可決	6. 5. 26	6. 6. 7 修正	6. 6. 8 修正	
※3	平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案	〃	3. 4	3. 28	3. 29 可決	3. 29 可決	3. 24	3. 25 可決	3. 25 可決	6. 3. 24 衆本会議趣旨説明 3. 28 参本会議趣旨説明
※4	相続税法の一部を改正する法律案	〃	3. 4	3. 25	3. 29 可決	3. 29 可決	3. 24	3. 25 可決	3. 25 可決	
※5	酒税法の一部を改正する法律案	〃	3. 4	3. 28	3. 29 可決	3. 29 可決	3. 24	3. 25 可決	3. 25 可決	3. 24 衆本会議趣旨説明 3. 28 参本会議趣旨説明
※6	租税特別措置法の一部を改正する法律案	〃	3. 4	3. 28	3. 29 可決	3. 29 可決	3. 24	3. 25 可決	3. 25 可決	
※7	平成6年分所得税の特別減税のための臨時措置法案	〃	3. 4	3. 28	3. 29 可決	3. 29 可決	3. 24	3. 25 修正	3. 25 修正	

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
※20	関税込率法等の一部を改正する法律案	衆	6. 3. 15	6. 3. 25	6. 3. 29 可決	6. 3. 29 可決	6. 3. 24	6. 3. 25 可決	6. 3. 25 可決	
66	証券取引法の一部を改正する法律案	〃	4. 19	6. 8	6. 20 可決	6. 22 可決	5. 20	6. 7 可決	6. 8 可決	

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	衆へ提出	参議院			衆議院			備考
					委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
1	法人税法の一部を改正する法律案	吉岡吉典君 (6. 3. 18)	6. 3. 23		6. 3. 25	未	了				

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	本院へ 提出	参議院			衆議院			備考
					委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
1	平成5年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	大蔵委員長 (6. 2. 9)	6. 2. 9	6. 2. 10	6. 2. 9 (予)	6. 2. 15 可決	6. 2. 16 可決			6. 2. 10 可決	

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案（閣法第2号）

【要旨】

本法律案は、平成6年度における国の財政収支の状況にかんがみ、適切な財政運営を行うため、次のような特例措置を講じようとするものである。

1 国債費定率繰り入れ等の特例

国債の元金償還に充てるべき資金として、前年度首国債総額の1.6%相当額及び割引国債に係る発行価格差減額（発行価格と額面との差額）の年割額（差減額を償還年限で除した金額）に相当する金額を一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れることとされているが、平成6年度においては当該繰り入れを行わない（本措置に係る金額は3兆849億円である。）。

2 国民年金特別会計国民年金勘定への繰り入れの特例

(1) 国民年金特別会計への国庫負担金の繰り入れの平準化を図るため、平成6年度において一般会計から国民年金特別会計国民年金勘定への繰入金額に加算するものとされている金額（2,082億円）を加算しない。

(2) 将来にわたる国民年金事業の財政の安定が損なわれることのないよう、後日、(1)の特例措置により加算しなかった金額相当額及びその運用収入相当額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から繰り入れる。

3 厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れの特例

(1) 平成6年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れについて、国庫補助額（調整前8,683億円）から1,200億円を控除して繰り入れる。

(2) 政府の管掌する健康保険事業の適正な運営が確保されるよう、後日、各年度の厚生保険特別会計健康勘定の収支の状況等を勘案して、繰入調整分（1,200億円）及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れる。

4 労働保険特別会計雇用勘定への繰り入れの特例

(1) 平成6年度における一般会計から労働保険特別会計雇用勘定への繰り入れについて、国庫補助額（調整前2,799億円）から300億円を控除して繰り入れる。

(2) 雇用保険事業の適正な運営が確保されるよう、後日、各年度の労働保険特別会計雇用勘定の収支の状況等を勘案して、300億円及びその運用収入相当額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れる。

5 一般会計において承継した債務等の償還の特例

交付税及び譲与税配付金特別会計、日本国有鉄道及び日本国有鉄道清算事業団から過去に一般会計において承継し、現在は一般会計が資金運用部に対して負っている債務（承継債務）について、平成6年度の償還を延期できることとし、当該延期に係る金額（7,505億円）については、10年（5年以内の据置期間を含む。）以内に償還しなければならない。

6 自動車損害賠償責任再保険特別会計からの繰り入れ

(1) 平成6年度において、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定から7,800億円、同特別会計の保障勘定から300億円を限り、それぞれ一般会計に繰り入れることができる。

(2) 後日、(1)の繰入金相当額及び運用収入相当額を合算した額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れる。

7 造幣局特別会計からの繰り入れ

平成6年度において、造幣局特別会計から、1億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日「平成6年4月1日」を「公布の日」とする修正が行われている。

平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案（閣法第3号）

【要旨】

本法律案は、平成6年分所得税の特別減税の実施等により平成6年度の一般会計予算において見込まれる租税収入の減少を補うため、同年度において特例公債を発行することができることとするものであり、その主な内容は次のとお

りである。

1 特例公債の発行

政府は、財政法第4条第1項ただし書の規定により発行する公債（建設公債）のほか、平成6年度の一般会計予算において見込まれる次に掲げる租税収入の減少を補うため、予算をもって国会の議決を経た金額（3兆1,338億円）の範囲内で、特例公債を発行することができる。

- (1) 平成6年分所得税の特別減税の実施による所得税の収入の減少
- (2) 法人特別税の課税対象期間の終了による法人特別税の収入の減少
- (3) 相続税減税の実施による相続税の収入の減少
- (4) 普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例（4.5%）の適用期間の終了による消費税の収入の減少

なお、(1)から(4)までの租税収入の減少額（交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入となる消費譲与税分140億円を除く）の合計は4兆3,770億円であるが、この金額から3兆1,338億円を差し引いた1兆2,432億円（交付税及び譲与税配付金特別会計繰り入れ減少分）は、別途、交付税及び譲与税配付金特別会計において資金運用部からの借入金により補てんされることとなっている。

2 償還計画の国会への提出

特例公債の発行限度額について国会の議決を経ようとするときは、特例公債の償還計画を国会に提出しなければならない。

相続税法の一部を改正する法律案（閣法第4号）

【要旨】

本法律案は、最近における相続税負担の状況にかえりみ、相続税の負担の軽減等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 相続税の課税最低限の引き上げ

相続税の遺産に係る基礎控除について、定額控除を5,000万円（現行4,800万円）に、法定相続人比例控除を1,000万円（現行950万円）に、それぞれ引き上げる。

2 相続税の税率の適用区分の幅の拡大等

相続税の税率の適用区分の幅を拡大するほか、税率の刻み数を9段階（現行13段階）に削減する。

3 配偶者の相続税負担の軽減措置の拡充等

配偶者の負担軽減措置の最低保障額を1億6,000万円（現行8,000万円）に引き上げる。また、軽減措置の対象となる財産には、隠ぺいまたは偽装されていたものを含めない。

なお、本法律施行に伴う平成6年度租税減収見込額は、約1,470億円である。

酒税法の一部を改正する法律案（閣法第5号）

【要旨】

本法律案は、酒類に係る税負担水準の現状、最近の酒類消費の態様の変化等を踏まえ、酒類に対する税負担の適正化を図るとともに、ビールの製造免許に係る最低製造数量基準の引き下げその他制度の整備合理化を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 税負担の適正化

酒税の税率を引き上げるとともに、発泡性を有する酒類に係る加算税率を廃止する。

2 ビールの製造免許に係る最低製造数量基準の引き下げ

ビールの製造免許に係る最低製造数量基準を60キロリットル（現行2,000キロリットル）に引き下げる。

3 制度の整備合理化

酒類製造者が自己の製造場間で行う酒類の移入については、すべて戻し入れ控除の対象とするほか、酒類の製造容器等の検定制度を申告制度に改める等の措置を講ずる。

4 その他

平成6年5月1日において、税率の引き上げが行われる酒類を流通段階で、2,600リットル以上所持する者に対して手持品課税を行うほか、しょうちゅう乙類業対策基金に対する無利子貸付制度を創設する等の措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う平成6年度租税増収見込額は約1,260億円である。

〔附帯決議〕

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 酒類の販売業免許については、今後とも、消費者の利便及び流通実態の推移を勘案しつつ、財政物資及びアルコール飲料としての商品特性を踏まえた適切な運用を図るよう努めること。
 - 一 今回の酒税の改定が小売価格の不当な値上げにつながらないように十分に指導すること。
 - 一 清酒及びしょうちゅうが我が国固有の伝統ある酒であることにかんがみ、その製造業者に対し、引き続き、振興対策を講じるとともに、酒類は財政物資であることから、酒類用原料米の安定供給の確保に努めること。
- 右決議する。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第6号）

【要旨】

本法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、土地・住宅税制について適切な対応を図るとともに、租税特別措置の整理合理化等を行うほか、課税の適正・公平の確保等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 土地・住宅税制

（1）土地税制

土地の長期譲渡所得に対する軽減税率の適用対象に、優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合を加えるとともに、特定の事業用資産の買換え特例の適用対象に、長期保有の土地等から既成市街地等以外の地域内にある建物・構築物・機械装置への買換えを追加する等の措置を講ずる。

（2）住宅税制

特定の居住用財産の買換え特例の譲渡資産の価額要件を2億円以下（現行1億円以下）に、住宅取得促進税制の所得要件を3,000万円以下（現行2,000万円以下）に、住宅取得資金の贈与に対する贈与税の特例についての特例計算限度額を1,000万円（現行500万円）に、それぞ

れ引き上げる等の措置を講ずる。

2 小規模宅地等（200㎡）についての相続税の課税の特例の拡充等

居住用宅地等または事業用宅地等で居住または事業を継続する場合について、相続税の課税の特例の減額割合を80%（現行：居住用宅地等60%、事業用宅地等70%）に引き上げるほか、相続税の延納税額の納付方法について、昭和64年1月1日から平成3年12月31日までの間に相続により土地を取得した延納適用者のうち、延納に係る分納税額の納付が困難となっている者に限って物納への切りかえを認める等の措置を講ずる。

3 租税特別措置の整理合理化等

民間事業者の能力の活用により整備される特定施設の特別償却率の引き下げ等、既存の租税特別措置の縮減合理化を行うとともに、清酒等に係る酒税の税率の軽減措置、国際金融取引におけるいわゆるオフショア勘定において経理された預貯金等の利子の非課税措置等、適用期限の到来する特別措置について、実情に応じ適用期限を延長するほか、店舗用建物等消火設備の特別償却を廃止する等の措置を講ずる。

4 課税の適正・公平の確保

資本金5,000万円以下の法人の支出する交際費に関し、定額控除限度額以下の部分について、10%相当額を損金不算入（現行：全額損金算入）とするほか、法人の用途秘匿金の支出に対し、通常の法人税に加え、40%の法人税を追加課税する等の措置を講ずる。

5 その他

オリンピック競技大会における優秀な成績を表彰するものとして、財団法人日本オリンピック委員会から交付される一定の金品について、所得税を非課税とするほか、土地の登記に係る登録免許税について、平成6年4月1日から平成9年3月31日までの3年間、課税標準を固定資産税評価額の50%（当初2年間は40%）とする等の措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う平成6年度租税減収見込額は約5,410億円である。

〔附帯決議〕

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 国民の理解と信頼に基づく税制の確立のため、引き続き、公平・公正の見

地から税制全般にわたる不断の見直しを進めること。

- 一 複雑・困難であり、高度の専門知識を要する職務に従事する国税職員について、変動する納税環境、業務の一層の複雑化・国際化、更には制度改正等に伴う事務量の増大に対応しつつ、税務執行面における負担の公平確保の見地から、職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配慮し、今後とも処遇の改善、職場環境の充実及び定員の一層の確保につき特段の努力を行うこと。

なお、物納が増加している現状にかんがみ、要員の確保等物納申請処理の体制整備に引き続き努めるとともに、国有財産である物納不動産の適正な管理・処分の観点から、財務局におけるその業務処理体制等の一層の見直しを行い、また、業務量に見合った要員の確保に努めること。

- 一 納税者意識の向上のための啓発活動の充実及び納税者の応接のための庁舎環境の改善など、納税者サービスの一層の向上を図るよう努めること。
- 右決議する。

平成6年分所得税の特別減税のための臨時措置法案（閣法第7号）

【要旨】

本法律案は、1年限りの特例措置として、平成6年分の所得税について、特別減税を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特別減税額の控除及び減税額

平成6年分の所得税について、特別減税前の所得税額から特別減税の額を控除することとし、減税の額は、特別減税前の所得税額に100分の20を乗じて計算した金額（当該金額が200万円を超える場合には、200万円）とする。

2 特別減税の実施方法

（1）確定申告に係る特別減税

平成6年分の所得税に係る確定申告書を提出する者については、その提出の際に、特別減税前の所得税額から特別減税の額を控除する。

（2）給与等に係る特別減税

- ① 平成6年6月において、同年1月から6月までの間に支払われた給与等につき源泉徴収された所得税の合計額に100分の20を乗じて計算した金額（当該金額が100万円を超える場合には、100万円）に相当する所

得税を還付する。

- ② 平成6年中に支払いの確定した給与等につき年末調整の対象となる給与所得者については、年末調整の際に、年末調整による年税額に100分の20を乗じて計算した給与特別減税額から①の還付金額を控除した金額を当該年末調整による年税額から控除する。

(3) 公的年金等に係る特別減税

平成6年6月1日において、同年1月から同年6月に支払われた公的年金等につき源泉徴収をされた所得税額の合計額に100分の20を乗じて計算した金額（当該金額が100万円を超える場合には、100万円）に相当する所得税を還付する。また、平成6年12月1日において、同年7月から同年12月までの期間内に支払われた公的年金等につき源泉徴収をされた所得税についても同様に還付する。

なお、本法律施行に伴う平成6年度における租税減収見込額は、3兆8,430億円である。

また、本法律案について、衆議院で次の検討条項を加える修正が行われている。

- 1 平成7年分以後の所得税については、速やかに、税制全般の在り方について検討を加えて税制改革を行い、抜本的な所得税の減税を行うものとする。
- 2 国は、前項の税制改革を行うに際し、あわせて行政経費の一層の節減に努めなければならない。

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第20号）

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率、減免税還付制度等について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 関税率等の改正

平成5年9月の緊急経済対策で検討事項とされていた粗糖、一部の自動車用部品等の関税率の撤廃または引き下げを行うとともに、平成6年3月31日をもって適用期限の到来する牛肉の関税緊急調整措置及び5,772品目の暫定

関税率について、平成7年3月31日まで適用期限を延長する等の措置を行う。

2 減免税還付制度の改正

加工再輸入減税制度について、我が国繊維産業の円滑な国際的展開を図るため、減税対象品目の拡大（靴下、じゅうたん等を減税対象品目に追加）等を行うとともに、平成6年3月31日をもって適用期限の到来する石油関係の免税還付制度について、平成7年3月31日まで適用期限を延長する。

3 税関行政における規制緩和

平成5年9月の緊急経済対策に基づき、現在別許可になっている保税上屋と保税倉庫の一本化を行い、保税蔵置場とする。

なお、本法律施行に伴う平成6年度一般会計の関税減収見込額は、約390億円、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の原油等関税減収見込額は、約1億円である。

〔附帯決議〕

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢に対処するとともに、国民経済的な視点から、国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
- 一 著しい国際化の進展等による貿易量及び出入国者数の伸長等に伴い税関業務が増大、複雑化するなかで、その適正かつ迅速な処理に加え、麻薬・覚せい剤、銃砲、知的財産権侵害物品、ワシントン条約物品等の水際における取締りの強化が国際的・社会的要請として一層強まっていることにかんがみ、税関業務の一層効率的、重点的な運用に努めるとともに、税関業務の特殊性を考慮して、今後とも、中長期的展望に基づく税関職員の定員の確保はもとより、その処遇改善、職場環境の充実等に特段の努力を行うこと。

右決議する。

証券取引法の一部を改正する法律案（閣法第66号）

【要旨】

本法律案は、商法における自己株式の取得に係る規制の緩和に対応して、証

券取引の公正を確保するため、自己株式に係る株券の買付状況に関する開示、自己株式に係る株券に関する公開買付け、内部者取引規制等について、所要の制度の整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 自己株式の取得に関する開示

上場株券及び店頭登録株券の発行者である会社は、自己株式の取得について定時総会の決議を要するが、その決議があった後、自己株券買付状況報告書を3カ月ごとに作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

2 自己株式の取得のための公開買付け

(1) 利益による自己株式の消却をするための上場株券及び店頭登録株券の買付けは、有価証券市場及び店頭市場において行われる買付けのほかは、公開買付けによらなければならない。

(2) 公開買付けの手続きを用いて自己株式の取得を行う会社は、当該公開買付けの期間中において、当該会社に内部者取引規制に係る重要事実が生じたときは、直ちにこれを公表し、かつ、当該公開買付けに係る株券の売り付けの申込者等に対して、公表の内容を通知しなければならない。

3 内部者取引規制（インサイダー取引規制）の整備

(1) 自己株式の取得の決定を内部者取引規制の対象となる重要事実として規定し、これを公表しなければ会社及び会社関係者等は当該会社の株式の取得等を行うことができない。

(2) 自己株式の取得についての定時総会の決議について公表がなされ、かつ、その取得の決定以外の重要事実について未公表のものが無い場合は、当該決議に基づく自己株式に係る株券の買付けについては内部者取引規制の適用を除外する。

4 その他

証券会社は、有価証券の売買等が成立したときは、取引報告書を作成し、これを顧客に交付しなければならないが、規制緩和の見地から、公益または投資者保護上支障がないと認められるものとして大蔵大臣の承認を受けたときは、取引報告書の作成、交付を要しない。

平成5年度の水田営農活性化助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第1号）

【要旨】

本法律案は、平成5年度において、水田営農活性化対策による米の計画生産を推進するため、政府等が稲作の転換を行う者等に対し交付する水田営農活性化助成補助金について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 個人が交付を受ける同補助金については、一時所得に係る収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。
- 2 農業生産法人が交付を受ける同補助金については、交付を受けた後2年以内に事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。

なお、本法律施行に伴う平成5年度における租税の減収見込額は、約4億円である。